

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 健康保険法による保険医の登録
- 国民健康保険法による国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法による国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 卸売販売業者の業者登録
- 小売販売業者甲の業者登録
- 土地の用途廃止
- 土地区画整理事業計画の認可

告 示

鳥取県告示第三百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指 定 年 月 日	採用点数表
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	眼科	佐古恒徳	昭和四十二年四月一日	乙表点数表
安達医院	東伯郡東郷町中興寺三五八	内科、小児科、放射線科	安達孝禮	"	"
小鹿診療所	" 三朝町東小鹿三〇の三	内科、外科	三朝町長 坂出雅巳	"	"
太田医院	米子市東町六〇	外科、皮膚科、肛門科	太田敏朗	"	十日
真壁医院	米子市尾高町四六	内科、産婦人科	真壁憲一	"	"
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	内科、小児科	石川好明	"	十一日

00031

森安皮膚泌尿器科医院 " 中町五八の一 皮膚科、泌尿器科、性病科 森安 勇 "

船木齒科医院 東伯郡東郷町徳方 齒科 船木 享 " 一日 齒科点数表

米子高島屋齒科診療所 米子市角盤町一丁目三〇 " 西川 利 " 十一日 "

有限会社貝田哲雄薬局 境港市松ヶ枝九 貝田 哲雄 " 十日 "

鳥取県告示第三百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

政令第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号

登録年月日

中 合 靖 恵 米子市両三柳四五六八の三

鳥取一七六 昭和四十二年四月五日

鳥取県告示第三百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令

第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号

登録年月日

池 田 鉄、陽 鳥取市行徳三五九

鳥医一、二五四 昭和四十二年四月十一日

鳥取県告示第三百十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

氏 名

登録の年月日

鳥国薬一七六

中 合 靖 恵

昭和四十二年四月五日

鳥取県告示第三百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

氏 名

登録の年月日

鳥国医一二五四

池 田 鉄 陽

昭和四十二年三月十日

鳥取県告示第三百十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二

十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日

名 称

所 在 地

開 設 者

昭和四十二年四月十八日

大 谷 医 院

八頭郡若桜町大字若桜七九四

太 谷 明

鳥取県告示第三百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり卸売販売業者の業者登録をしたので、同規

則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名

称

住

所

営業所の所在地

鳥振第一号

昭四二、四、一

鳥取県経済農業協同組合連合会

鳥取市東品治町一九の五

住所に同じ。

鳥取県告示第三百十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同

規則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二	鳥取県東部米穀卸協同組合	吉方	七八九	
三	鳥取県米雑穀卸協同組合	東品治町	六八	
四	中嶋精麦製粉株式会社		一九一	
倉振第一	鳥取県中部米穀卸協同組合	倉吉市旭田町	一一	
米振第一	鳥取県西部米穀卸協同組合	米子市西町	二一番地	
二	米子米雑穀卸有限公司	錦町三丁目五三番地		
登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住	所
日振第一号	昭四二、四、一	長尾己幸	日野郡日野町黒坂	一五三 住所に同じ。
二		黒坂米穀小売企業組合		一二四五
三		黒坂農業協同組合		一五六六一
四		根雨町米穀小売企業組合	根雨	四五三
五		塔川商店		六五四
六		日野農業協同組合		四〇九
七		江府町米穀小売企業組合	江府町大字江尾	二〇七四 住所に同じ。
八		宇田川販売所		武庫四四六の一 日野郡江府町大字武庫四四六の二
九		江府町農業協同組合	江尾	二〇六一
一〇		溝口町米穀小売企業組合	溝口町溝口	七〇九 住所に同じ。
一一		日南町農業協同組合	日南町矢戸	一二〇一の二
一二		大宮支所	印賀	一一九七
				日野町第一
				第四

" 一三 " " 倉間 克雄 " "
 " 一四 " " 久代 晃 " "
 " 一五 " " 小野 智恵 " "
 " 一六 " " 村上 正義 " "
 " 一七 " " 日南町農業協同組合福栄支所 " "
 " " " " " "

鳥取県告示第三百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年五月六日から用途廃止した。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積(平方メートル)	用 途
倉吉市上米積字江門寺四七二地先	三一・二〇	水路敷

鳥取県告示第三百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十二条の規定により東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業の事業計画を認可したので、同法第五十五条第七項の規定により次のように告示する。

昭和四十二年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

湯河 八一七 日野郡日南町多里二四六 " 第三
 霞 七〇〇 " 生山二三八 " 第一
 上石見 七七六ノ二 住所に同じ。 " 第二
 茶屋 三六八三ノ三 " " 第一
 福塚 一〇三四ノ九 日野郡日南町福塚 一〇三四ノ九 " 第五

東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業

二 施行者の名称

東郷町

三 施行地区に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字引地字杭の和田の一部

" " " 字渡り上りの "

" " " 字青鷺の "

" " " 字向灘の "

" " " 大字中興寺字青木の "

四 事務所の所在地

東伯郡東郷町大字松崎二八一番地

(東郷町役場内)

五 事業計画の認可の年月日

昭和四十二年四月二十七日